

平成25年2月第17回互理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 平成25年2月12日第17回互理町議会臨時会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木洋子 2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子 4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司 6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子 8 番 鈴木高行

9 番 鈴木邦昭 10番 渡邊健一

11番 四宮規彦 12番 高野進

13番 熊澤勇 14番 佐藤アヤ

16番 鞠子幸則 17番 佐藤實

18番 安細隆之

○ 不応招議員（なし）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（なし）

○ 説明のため出席した者の職氏名

町長	齋藤邦男	副町長	齋藤貞
総務課長	佐藤仁志	企画財政課長	佐藤浄
企画財政課 復興管理専門官	山中松樹	用地対策課長	佐々木人見
税務課長	佐藤邦彦	町民生活課長	鈴木邦彦
福祉課長	阿部清茂	被災者支援課長	齋藤幸夫
健康推進課長	佐々木利久	農林水産課長	
商工観光課長 兼わたり温泉 鳥の海所長 復興まちづくり 課長	酒井庄市	農業委員会 事務局長	東常太郎
会計管理者 兼会計課長	齋藤良一	都市建設課長	日下初夫
学務課長	遠藤敏夫	上下水道課長	作間行雄
		教育課長	岩城敏夫
		生涯学習課長	鈴木久子

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸子司	参事	牛坂昌浩
書記	櫻井直規	兼庶務班長	

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
議長諸報告
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 議案第13号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度互理町立荒浜小学校災害復旧工事）
- 日程第 5 議案第14号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度浜吉田地区（復交）いちご団地ハウス建設（その1）工事）
- 日程第 6 議案第15号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度浜吉田地区（復交）いちご団地ハウス建設（その2）工事）
- 日程第 7 議案第16号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度開墾場地区（復交）いちご団地ハウス建設（その1）工事）
- 日程第 8 議案第17号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度開墾場地区（復交）いちご団地ハウス建設（その2）工事）
- 日程第 9 議案第18号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度逢隈地区（復交）いちご団地ハウス建設工事）
- 日程第10 報告第 3号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

午前 10時00分 開会

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより平成25年第17回互理町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、6番 安藤美重子議員、7番 百井いと子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（安細隆之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、議案6件、報告1件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 提出議案の説明

議長（安細隆之君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、提出議案のご説明を申し上げます。

本日、第17回互理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議いただきます案件は、議案6件の外報告1件であります。よろしくご審議方お願いを申し上げます。

初めに、議案第13号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度互理町立荒浜小学校災害復旧工事）につきましては、備品の撤去処分や壁塗装施工の追加など変更契約の必要が生じたことから、工事請負変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第14号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度浜吉田地区（復交）いちご団地ハウス建設（その1）工事）から議案第18号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度逢隈地区（復交）いちご団地ハウス建設工事）までの5議案につきましては、新たに敷砂が必要になったことや工区ごとにハウスタイプが確定したことなど変更契約の必要が生じたことから、工事請負変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

報告第3号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）につきましては、平成23年度社会資本整備総合交付金事業町道互理浜吉田線道路改良工事（繰越）における施工延長の増工及び工期の延長など変更契約の必要が生じ、専決事項の指定第1項の規定により平成25年1月29日専決処分したことから、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

以上の提出議案等ではありますが、慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます、提出議案の説明といたします。

議長（安細隆之君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 議案第13号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度互理町立荒浜小学校災害復旧工事）

議長（安細隆之君） 日程第4、議案第13号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第13号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

平成24年8月9日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

1、工事名、平成24年度亘理町立荒浜小学校災害復旧工事

2、請負金額、変更請負金額でございますが、1億100万7,900円で、598万2,900円の増額となっております。

3、契約の相手方、亘理町荒浜字水神62番地、株式会社阿部工務店でございます。

次2ページ、資料でございます。

今回の変更でございますけれども、これは工事を行う中で工事内容について一部変更が必要なもの、それから新たに追加で復旧工事が必要なもの、そういった箇所が見つかったということから変更するものでございます。

2の工事の概要でございますけれども、全て新規、それから変更になるものだけを掲載させていただいております。

この中で一番上の室内壁復旧工事、それから下から2番目になりますが外灯の設備工事、これにつきましては工事内容の変更ということでございますが、それ以外のものにつきましては全て新たな工事が必要ということで追加になったものでございます。

工期につきましては変更がございません。

それから、右側でございます次のページになりますけれども、3ページそれから4ページに、配置図それから平面図を添付させていただいております。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） まず、第1点目です。工期は平成25年2月28日、今月末なんですけ

れども、完全に今月末で復旧工事は終わるんですか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） お答えいたします。

今回変更契約と、このようなそれぞれの方針によって変更または新たな追加ということがございました。それを見込んで今月の28日、今月までには終わるような計画でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 荒浜小学校の再開についてですけれども、その関連で3月11日東日本大震災のときに荒浜小学校に在籍した児童のうち、小学校再開のときに何人くらい戻ってくるんですか。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） これにつきましては、今現在荒浜小学校で直接保護者に内容を調査しておりますので、まだ最終的な人数は固まっておりません。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） いつまでに確定するのが、まずですね。

それで、工事請負変更契約ですけれども先ほど説明がありましたけれども、室内壁復旧とか、カーテンボックス設置とか、アルミ建具撤去新設、結構新しくなったものもあるんですけれども、これは初めからこういうふうなことは必要だということにはならなかったんですか。初めからわかっていなかったんですか。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 最初の質問ですけれども、いつまでに調査が終わるのかということですが、基本的に今荒浜小学校から聞いているのは、今月中旬ころを目安に調べ上げたいということで、その人数をもって町に報告したいというふうな話は聞いております。

次に2点目の質問ですけれども、新たに今回修繕する部分につきましては最初からちょっと申し上げますけれども、最初にアルミサッシ等については災害復旧工事の中では査定には入っておりませんでした。というのは、やはり長い時間閉じたままという形になったものですから、どうも開けぐあいがあるということで、このごろ発覚しました。そういったことと、やはり鍵が使えないという状況になりました。そういったものもありまして、サッシについては差しかえ

したほうがいいだろうということで、新規で上げさせていただいたという内容でございます。

また、あと電力関係ですけれども、やはり通電してみないとわからないものが結構ございます。そういった中で初めて出てきたものもございますので、そういったことをご了承いただければと思っております。

さらには、先ほど企財課長が申し上げましたとおり、一部災害査定時で見ても外枠しか見ていないもの、実際剥がしてみると中のほうでいろいろなものがあったりするものがあります。そういったものについては、今回若干追加で塗装し直しとかそういったものも出ております。

また、外灯、これにつきましては6灯から4灯に減っております。外灯につきましてはコンクリ柱の外路灯が2灯ございます。それについては修繕しなくてもいいのではないかとということで判明しましたので、4カ所に減らしております。

こういった内容でございます。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 学校をきれいにするという事は非常にいいことなんですけれども、壁塗装の件で仕様がわかりましたら教えてください。仕様塗装ですね。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） まず、壁なんですけどクラックが入っています。クラックにつきましては樹脂を投入します。投入して割れているところをふさぎます。それでもってその後に、今度は塗装をします。このような工法でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 仕様塗装、要するに1回目には何を塗る、2回目には何を塗る、3回目には何を塗る、これは何回塗りですよという仕様書というのは、役所資料で出ていると思うんですけれども、学校資料ですね。それをちょっと教えてください。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 大変申しわけございませんが、詳細のこま内容までについてはこの場には資料としては持ってきておりませんので、後ほど議員さんのほうに直接担当のほうからご説明かたがたさせていただきたい、ご理解いただきたいと思います。

います。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） これはやはり、学校をきれいにするというのはこれは本当に必要なことですが、要するに私が心配しているのはシックスクール症候群、VOC問題ですね、揮発性有機溶剤、こういったものは使わないでもらいたい。VOCゼロ、こういったものを使うというような形で出ているかなとは思っているので、それをちょっと確認したかっただけです。以上です。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 今議員さんのご指摘のとおり、私たちも一番心配しているところでございますので、こちらにつきましては技術屋のほうにもそういったものを申し出をしておりますので、間違いなくそういったものを使わないような内容で進めているものと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第13号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 工事請負変更契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第14号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度浜吉田地区（復交）いちご団地ハウス建設（その1）工事）

日程第6 議案第15号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度浜吉田地区（復交）いちご団地ハウス建

設（その２）工事）

日程第 7 議案第 16 号 工事請負変更契約の締結について（平成 24 年度開墾場地区（復交）いちご団地ハウス建設（その 1）工事）

日程第 8 議案第 17 号 工事請負変更契約の締結について（平成 24 年度開墾場地区（復交）いちご団地ハウス建設（その 2）工事）

日程第 9 議案第 18 号 工事請負変更契約の締結について（平成 24 年度逢隈地区（復交）いちご団地ハウス建設工事）

議長（安細隆之君） 日程第 5、議案第 14 号 工事請負変更契約の締結についてから日程第 9、議案第 18 号 工事請負変更契約の締結についてまでの以上 5 件は、関連がありますので一括議題といたします。

議案第 14 号から議案第 18 号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、これからの一括でご説明申し上げます第 14 号議案から第 18 号までの議案につきましては、全ていちご団地のハウス建設に係ります変更契約の締結の議案でございます。

なお、前回も同様に臨時会でご可決をいただきましたいちご団地の造成工事の変更契約がございましたが、まずもってこれとの違いでございますけれども、造成工事につきましては不参加になりました農家の人数が影響しましてかなり金額的にも増減がございました。ただ、今回の変更契約、建設工事につきましては、入札時期が 1 カ月ずれているということで参加人数が確定した後に発注を行っておりますので、参加人数等についての、それが原因での増減というのはございません。なお、参考までにお知らせしたいと思います。

その主な内容でございますけれども、変更の数量につきましてはそれぞれ違いますけれども、先ほど町長の提案理由の中でもございましたが、まず各団地の参加者のハウスの必要棟数、必要面積、そちらが確定したということと、その配置が確定したことに伴います増減、トータルでは増ということになりますけれども、

それからハウス内に草が生えるということを防ぐためにシートを床に張る工法を予定しております。その際に、その下に敷きましたのが山ずりということで、ちよっとごつごつするというようなことで、シートが破れやすくなるということから、今回新たに砂を間に敷くという工事が新たに加わったというのが主な内容でございます。

それではまず、議案第14号についてご説明申し上げます。

工事請負変更契約の締結について

平成24年8月20日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

1、工事名、平成24年度浜吉田地区（復交）いちご団地ハウス建設（その1）工事。

2、請負金額、変更請負金額でございますが、27億3,346万5,000円で、1億3,681万5,000円の増額となっております。

3、契約の相手方、仙台市太白区柳生6丁目1番地8、株式会社大仙 仙台支店でございます。

次のページをお願いいたします。

資料になりますが、2の工事概要でございますが、ここに記載があるとおり、またあと先ほどご説明申し上げましたとおり、栽培ハウスの面積につきまして増減はございますけれどもトータルで面積がふえているということと、新たに敷砂11万2,601立方メートルを新たに施工するという内容が主な変更の内容でございます。

なお、工期につきましては変更はございません。

なお、7ページにつきましては位置図、あと次の8ページにつきましては平面図をそれぞれ添付してございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

議案第15号でございます。

工事請負変更契約の締結について

平成24年8月20日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする

る。

1、工事名、平成24年度浜吉田地区（復交）いちご団地ハウス建設（その2）工事

2の請負金額、変更請負金額でございますが、17億2,116万円で、2,016万円の増額ということになってございます。

3、契約の相手方、大阪府大阪市北区鶴野町1番9号、ヤンマーグリーンシステム株式会社でございます。

次のページをお願いいたします。資料でございます。

工事の概要でございますけれども、これも同様にそれぞれハウス面積につきましては増減等がございますが、トータルではふえているということと、前議案同様に敷砂が新たに加わっているというのが主な変更内容でございます。

工期につきましては変更はございません。

あと、同様に次のページ、それからその次のページに、位置図、平面図を添付させていただいております。

次に、13ページでございます。

議案第16号 工事請負変更契約の締結について

平成24年8月20日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

1、工事名、平成24年度開墾場地区（復交）いちご団地ハウス建設（その1）工事。

2、請負金額、変更請負金額、8億367万円で、6,972万円の増額となっております。

3、契約の相手方、東京都荒川区西日暮里5丁目3番14号、井関農機株式会社施設事業部でございます。

14ページになります。

資料でございますが、こちらも前の議案と同様に、増減はございますけれどもトータルでハウス面積がふえているということと、敷砂が新たにふえたというのが主な変更内容でございます。

工期については変更はございません。

また、同様に図面を次ページ以降に添付をさせていただいております。

次に、17ページでございます。

議案第17号 工事請負変更契約の締結について

平成24年8月20日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

1、工事名、平成24年度開墾場地区（復交）いちご団地ハウス建設（その2）工事

2の請負金額、変更請負金額でございますが、14億3,209万5,000円で、6,709万5,000円の増額となっております。

3、契約の相手方、仙台市宮城野区苦竹2丁目7番20号、三菱農機株式会社仙台施設部でございます。

18ページ、資料になります。

2の工事の概要でございますが、こちらにつきましてもハウス面積がトータルでふえているということと、敷砂が新たに加わったというのが主な内容でございます。

図面につきましても、次ページ以降に添付してございまして、工期については変更はございません。

次に、21ページをお願いいたします。

議案第18号になりますが、工事変更請負契約の締結について

平成24年8月20日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

1、工事名、平成24年度逢隈地区（復交）いちご団地ハウス建設工事

2、請負金額、変更請負金額でございますが、10億7,194万5,000円で、3,454万5,000円の増額となっております。

3、契約の相手方、愛知県豊橋市若松町字若松146番地、イシグロ農材株式会社でございます。

22ページ、次のページ、資料になります。

工事の概要でございますけれども、こちらにつきましてもハウスの面積について

はほぼ変更はございませんが、敷砂が新たに加わったという分が主な変更内容でございます。

工期につきましては変更はございません。

次ページ以降には、同様に図面を添付させていただいております。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） 当局からの説明が終わりました。

これより、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第14号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありますか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 今回5件のいちご団地の増額ということで、トータル的には3億2,800万円になります。今の議案に、14号ですか、その議案に対してちょっと質問いたしますけれども、増額が1億3,600万円となっております。多分これは、契約の内容とすれば随意契約かなと理解するんですけども、例えば8月の10日にこの事業を25億9,000万円で落札したわけですけども、これはその事業に対して適正な価格であるということで落札したと理解するわけですね。今回、1億3,600万円に関しては、その事業内容でこの金額が適正であるかどうかというのはどんな形で調べたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） まず、指名につきましては随意ではございません。一般競争入札でございます。それで、設計につきましては積算基準があります。あと、資材関係については見積徴収。3社以上見積もりしまして、一番低い価格をまず設計書に上げたということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） じゃあ、随意契約じゃなくて一般競争ということ。そうすれば、入札にかかわった業者名と落札率を教えてください。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） これにつきましては、一般競争とか随意契約ではなくて、あくまでも一般競争入札で契約した会社との変更契約という議案でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 参加者の増減がないということでございますが、その中で、入植者の中でハウスのタイプがそれぞれ違うわけですね。4連から7連、5連から9連。この決定についてはどのようなことで決定されたのか、伺いをいたします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） タイプでございますが、いろいろと5連棟から10連棟とあります。1連棟につきまして8メートルですから、5連棟というのは40メートルの幅があります。10連棟といたしますと80メートルの幅があります。10連棟につきましては、かなり面積的には4,080平米ぐらいの大きなハウスになりますので、そのボイラーをたぐのにかかなり光熱関係がちょっとふぐあいというか、そのボイラー自体がかなり大きなボイラーになるということで、それをまづも10連棟ならば5連棟・5連棟というような形で分けたのが経緯でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 入植者の希望というか、それらを十分考慮してされたと思うんですけども、例えば10連棟にした場合、大きくなればなるほど作業効率がいいと言われているわけですが、分ければ分けたなりに経費もかかるということもございます。その辺の考えで、どのような過程でこうやっていったのかをお聞きしたいわけです。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 今回、このような大きなハウスの入植者、4名でございます。4名の方にいろいろと今の先ほど言った内容等をご説明しながら、この連棟を大きなものから小さな連棟に分けたということでございます。あくまでも、熱効率をした場合に、やっぱり大きなハウスの場合は熱効率が悪いという観点から、2つに分けた経緯のことを説明しております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 工期は平成25年3月29日なんですね。今年度なんですけれども、3月末までに完全にハウスの建設は終わるんですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 今のところは、3月末までには終わることができませんので、もう1回3月に議会にかけまして工期の変更をしていきたいと。

今回水耕栽培ということで、かなり廃液の問題がどのようになるのか、周辺環境にどう影響を及ぼすのかということはずうっと今、研さんしてまいりました。今、農政局とその廃液を排出するためにはどの浄化槽でいいのか、今農林水産省と協議を進めて、今週中にその形態が変わります。一応、3月にはその形態を変更しながら工期を変更していきたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 今、廃液とかいろいろ、工事が今後まだ出てくるような気もするんですけども、前回の16回の議会でも変更契約が6件、今回も変更契約が5件。そういうことで、予算的にも増減があったんですね。前回でいえばマイナスの4,400万円。今回でいえば3,200万円ですか、増額と。それで、これからこのいちご団地についての工事がまだ変更とか増額工事が出るのか、その辺1点と、なぜ前回も大きい金額が減額されたし、今回も大きい金額がふえたと。それに伴う補正予算が出てこないのかと。また執行残でそれを処理するのか、その辺の内容、金の処理についても伺います。2点です。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 前は、いちご団地の造成の変更をしました。今回、建屋側の変更ということで、いろいろ先ほど財政課長が言ったように入植者の人数は変わらないのでございますが、建屋の形態に変更があったので変更すると。

先ほど、鞠子議員から言われたように、今後どうするのかとなった場合、廃液の処理の浄化槽を3月の議会に提出しまして、その中で工期の変更までしていきたいと。

予算等につきましては、確かに廃液の処理と浄化槽となれば1個当たり200万円ぐらいするのかなと考えております。100個ありますので2億円ぐらいの変更の予算になるんじゃないかと。その辺で、このいちご団地につきましては農林水産省とある程度の変更等の増額等になれば協議をしなくてははいけません。面積の下限値が決まっています。下限値と上限値。あと、金額についても上限値が決まっていますので、そこから突出した場合は復興庁とまず協議をしまして、それから農林水産省と、あと県と協議しまして、そこで執行していくような形態になっています。ですから、予算的には先ほど言ったように3月の議会でも、廃液の関係では2億円ぐらいの変更が伴うのではないかなと考えております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 先ほど、企画財政課長の説明で敷砂11万2,601平米じゃなく立米と言いましたね、その位置で。これは平米になっているんですけども、私は平米計算で全部やってきたものですから、差が随分ありましたのでそれをちょっときょう質問しようと思いましたが、それが立米だと全く変わってきますので、これはどうなのでしょう。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 確かに、議員おっしゃられたようにこれは平米でございます。厚さは3センチメートルということで、立米に換算すればその平米に3センチメートルを掛ければ立米になりますので、ご了解願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） そうすると、これはアバウト計算ですけども平米1,200円と見てよろしいのでしょうか、この敷砂は。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） まず、平米換算でいきますとこの外構工事につきましては3センチメートルでございます。私の計算では……。まず、敷砂だけで変更の金額につきましては約3,150万円とのことです。ですから、大体平米400円ぐらいの計算になるのかなと私は思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。6番安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） 敷砂のことについて1つ質問したいんですけども、この砂は砂の量と運搬の量の金額が、今回この中に補正に含まれていると思うんですけども、5つの工区のところは全部同じ単価、同じ金額で契約をなされたのでしょうか。その辺のところを伺います。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 一括、今回は土場から、いろいろな土場があります。それを見積もりをとりまして、先ほど言ったような形で最低の土場の単価を計上しております。ですから、土場単価につきましては5つの土場については皆同じような単価で積算しております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君）　今回は、棟数を見ますと約 4 棟ふえているわけなんですけれども、大まかで結構なんですけれども 4 連棟、5 連棟、6 連棟、7 連棟、8 連棟、9 連棟まであるんですけれども、この連棟ごとの大まかな 1 棟当たり大体幾らぐらいという概算はわかりますでしょうか。

議 長（安細隆之君）　農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君）　まず、5 連棟につきましては 2,040 平米でございますが約 5,400 万円ぐらいですね。あと、6 連棟 2,448 平米につきましては 6,000 万円。あと、7 連棟 2,856 平米につきましては 7,200 万円でございます。あと、これは私が言っているのは 51 メートルの長さでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君）　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君）　討論なしと認めます。

これより、議案第 14 号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君）　異議なしと認めます。よって、議案第 14 号 工事請負変更契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。16 番 鞠子幸則議員。

16 番（鞠子幸則君）　いちご団地との工事請負変更契約でいちご団地に関連しますけれども、いわゆる高設栽培の、その後技術者の派遣はどうなっているんですか。

議 長（安細隆之君）　農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君）　まず、県からのイチゴに特化したような技術者を普及センターをお願いしておりますし、またそれはうちの町長から県知事にお願いしております。その中で、普及センターで新たにその方向をすべくいろいろと技術者の選任に当たって、いろいろと農協さん行って役場のほうにどういう人がいいの

かということ聞きに来ておりますので、県からの派遣は聞き入れられるのかなと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第15号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号 工事請負変更契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） イチゴ育苗ハウスですね、イチゴ育苗ハウスが23棟から36棟にふえていますけれども、大畑浜とか吉田浜の方々は大部分ではないんですけども苗を県の試験場に預かってもらっているんですね。それは、3月末までなんです。そして、この育苗ハウスにプランターの苗を入れるんですけども、育苗ハウスに入れ切れないという事態にならないのかどうか、その点はいかがですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 確かに、3月までには今のところ育苗棟については約50%の完成を目指しております。それで、5月までには75%ぐらいの完成を目指しておりますが、先ほどの質問のとおり育苗については確かに全部が100%になればいいのかなというのは確かなのでございます。とりあえず3月の苗を運んでくるまでには、1棟につきまして2人で使っていただくような形で今農協と入植者に説明をしている次第でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第16号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号 工事請負変更契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） ことしのクリスマスに間に合うように、9月にはイチゴの苗を定植することが可能だという行程になっておりますけれども、9月以降高設ベンチ栽培で水耕栽培ですので水道水を使うわけなんです、当然ね。水道水を使うときの料金はどうなるんですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 今、この質問はさきの一般質問の中でもありましたように、とりあえず業務用、普通なら業務用でございます。ですが、今使っているいちご団地に入らない方につきましても、地下の水が塩分が高いということで、この塩分の高いところの水道を切りかえた場合に一般用において減免している状態でございます。このいちご団地につきましても、今後は各課で調整しながら町長さんのご配慮を考えて協議して、ある期間を限定しまして同じような形で進んでいきたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第17号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号 工事請負変更契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 若干ずれるかもわからないですけれども、いちご団地に参加を申し込んだ方々が言っているのは、まだイチゴを、去年もそうだしことしも9月からですけれども、イチゴを出荷できないわけですね。出荷できないにもかかわらず、団地の借地料は去年から払っているんですね。これはどういうふうに考えればいいんですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 確かに、おっしゃるようにイチゴは生産しないのに借地代2万円を払うのはいかなものかと申しますが、造成するのに1年間の時間を要します。そういう内容につきましては、入植者にご理解を得られてその2万円を1年間徴収するというご理解を得ているものと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） さっきの水道の話なんですけれども、ちょっと具体的な内容でお話ししていただきたいということですね。団地の中に入って入植した方々の水使用については、どのような形の減免というか軽減を図るのか。庭先の方々についてはどのような形になるのか。その辺の比較について、ちょっと詳細にお願いします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 鈴木議員の関係につきましては、詳細についてまだ具体的には今検討中でございます。ただ、水道については喫緊の課題でございますので早急に解決していきたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） いちご団地の中の水については、水を貯水池からとるという考えはなくて町の水道でやるという考えですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 今回は、水耕栽培ということでございますので、水道を使ってやると。あくまでも、確かにパイロットのほうに送水機場がありました。近くに確かにあるのでございますが、ただ浜吉田団地だけがじゃあその水を使っていいのかというような考え方もございます。

今回のいちご団地というのは、3団地を一くくりにして土地改良事業を起こしておりますので、1つの組合として運営していきたいと考えておりますので、そういう考えで水道を主に考えていきたいなと考えています。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。9番安藤美重子議員。

9番（安藤美重子君） 3月の29日で一応いちご団地の造成が終わるわけですがけれども、今土取場のほうからダンプカーがひっきりなしに道路を運行して、非常にほこりとか泥はねとか道路の傷みとかということで、地区からいろんな苦情とかお願いとかが出ているわけですがけれども、今回このいちご団地の造成が終わることによって車の運行量とかというのは少なくなるものと考えているのかどうか、お伺いいたします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） いちご団地の造成については、3月までに大体ほぼ終わると考えておりますが、引き続き町の災害復興または災害公営住宅の盛り土等におきまして、減るという考え方はちょっと難しいのかなと私は思っています。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第18号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします

す。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号 工事請負変更契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第10 報告第3号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（安細隆之君） 日程第10、報告第3号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、報告第3号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書の25ページになります。

平成25年1月29日工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページ、26ページ、専決処分書になります。

専決処分書

平成23年度社会資本整備総合交付金事業町道亘理浜吉田線道路改良工事（繰越）について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分したものでございます。

その根拠については、下のほうに示させていただいておるところでございます。

説明につきましては資料をごらんいただきたいと思います。まず工事名でございますが、平成23年度社会資本整備総合交付金事業町道亘理浜吉田線道路改良工事、平成23年度の繰越事業でございます。

変更の請負金額でございますが、4番になります。7,278万1,800円で、201万1,800円の増額となっております。

契約の相手方ですが、亘理町逢隈高屋字中原39番地1、株式会社太田工務店でございます。

工事の概要につきましては、延長が587メートルから670メートルということで、83メートル延長するというのが主な内容でございます。

この事業につきましては、県の補助事業でございます社会資本総合整備交付金を使いまして、年次計画でずっと進めております。そのようなことからなんですけれども、今回ちょうど真ん中のところに工種の土工というのがございますけれども、路床置きかえということで2,500立方メートルの土量の置きかえというか入れかえを予定しておりましたが、実際工事をしましたところ路盤がそんなに悪くないというようなことで、ごく一部を除いてする必要がなくなったということで、工事費に余裕ができたこと。それから、先ほど申し上げましたとおり補助事業で行っておりますが、入札等によりまして予算の中に余裕ができたということがございまして、この交付金を有効に活用したいということから前倒しでその交付金のついている分につきましては延長を延ばしたということでございます。

土工以下についております排水工以下の工事につきましては、延長が延びたことによりましてそれに付随する工事ということでございます。

なお、工期につきましては1月31日から2月28日ということで、約1カ月の延長ということでございます。

なお、位置図等につきましては次ページ以降に添付させていただいております。

以上で、報告の説明を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） 報告第3号 専決処分報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

以上をもって、本会議に付議された案件の審査は、全部終了いたしました。

これをもって、平成25年第17回亘理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前 10時52分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 安 藤 美 重 子

署 名 議 員 百 井 い と 子